

2022年3月31日

**外貨建て一時払終身保険『しあわせ、ずっと3』を発売**

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、現在販売中の『しあわせ、ずっと2』を改定し、契約年齢範囲の拡大やお客さまのご負担をより軽減する取り扱いの開始など、幅広いお客さまのニーズにお応えするためリニューアルした『しあわせ、ずっと3』の販売を2022年4月1日に開始します。

外貨建て一時払終身保険『しあわせ、ずっと2』は、2012年2月に前身商品を発売しました。米ドル、豪ドルといった**好金利の外貨でふやす**、円建終身へ自動移行する機能を備えるなどの特徴から、多くのお客さまのニーズにお応えし、販売累計額は4兆2,000億円を超え、取扱金融機関は112代理店となりました\*1。

今般、多様なお客さまニーズにお応えするため、『しあわせ、ずっと3』にリニューアルします。**契約者年齢を90歳まで拡大**し、より多くのお客さまがご契約いただけるようになりました。また、**積立利率適用期間を一部変更**することで、より高い利率の適用が可能になりました\*2。さらに、お客さまの費用負担を軽減するため、**解約時の計算式を一部変更(タイムラグマージン\*3の廃止等)**したほか、毎年定期支払金が受取れる「定期支払コース」の**定期支払金受取時の為替手数料を無料**としました。そのほか、「定期支払コース」は、**一生涯定期支払が継続するシンプルな仕組みに変更**しました。

当社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの健康寿命や資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供してまいります。

- \*1 2022年2月末現在、契約成立ベースの販売累計額および販売代理店数(前身商品である『しあわせ、ずっと』および『しあわせ、ずっと』と商品性が同一の『しあわせの架け橋』、『GROWING LIFE』、『三井住友プライマリー外貨建定額終身保険』を含む)
- \*2 「積立コース・定期支払コース」は81歳以上を3年から10年に、「定期支払コース」は80歳以下を10年から20年に延長します。なお、「積立コース」の積立利率は、80歳以下・81歳以上で異なります。
- \*3 タイムラグマージン(時間差手数料)とは、解約時に利率決定日から解約手続き日の金利変動によって生じる保険会社のコスト(資産売却損や運用手数料等)に備える手数料です。

**しあわせ、ずっと3 商品のポイント****Point1: 外貨で着実にふやします**

- **米ドル、豪ドル、ユーロ**から契約通貨を選択でき、外貨で着実にふやせます。

**Point2: 2つのコースから選択できます**

- 「**積立コース**」は、**複利運用で着実にふやす**ことで、ご資産を「しっかりそだてたい」といったニーズにお応えします。また、解約払戻金の円換算額があらかじめ設定した目標額以上になった場合、円建終身へ自動移行する機能を備えることで、為替の変動のタイミングを捉えて、目標額である円建て資産を確保することが期待できます。
- 「**定期支払コース**」は、**1年間の利息相当分を手数料等の控除がなく定期支払金としてお受け取りいただけます**ので、「毎年受取るたのしみがほしい」といったニーズにお応えします。

**Point3: 介護にそなえることもできます**

- 介護年金移行特約を付加することで、終身の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした**介護年金に移行**することができます。

## 商品改定のポイント

- ❑ **契約年齢範囲を拡大**し、一層幅広いお客さまにご契約いただけるようになります。従来、「積立コース」は87歳、「定期支払コース」は80歳までであった契約年齢が90歳まで拡大します。
- ❑ **積立利率適用期間を一部変更**します。「積立コース・定期支払コース」は81歳以上を3年から10年に、「定期支払コース」は80歳以下を10年から20年に延長することで、より高い利率の適用が可能となります。

※積立コースの積立利率は、80歳以下・81歳以上で異なります。

- ❑ 「定期支払コース」は**定期支払金を円で受け取る場合の為替手数料を無料**とし、お客さまのご負担を軽減します。また、商品改定前は、定期支払金を継続して受取る場合、お手続きが必要でしたが、**一生涯定期支払が自動継続**するシンプルな仕組みに変更します。
- ❑ **解約時の計算式を一部変更**します。タイムラグマージン\*の廃止等により、契約条件が同じ場合、商品改定前と比較し、解約払戻金額は大きくなります。

\*タイムラグマージン(時間差手数料)とは、利率決定日から解約手続日の金利変動によって生じる保険会社のコスト(資産売却損や運用手数料等)に備える手数料です。

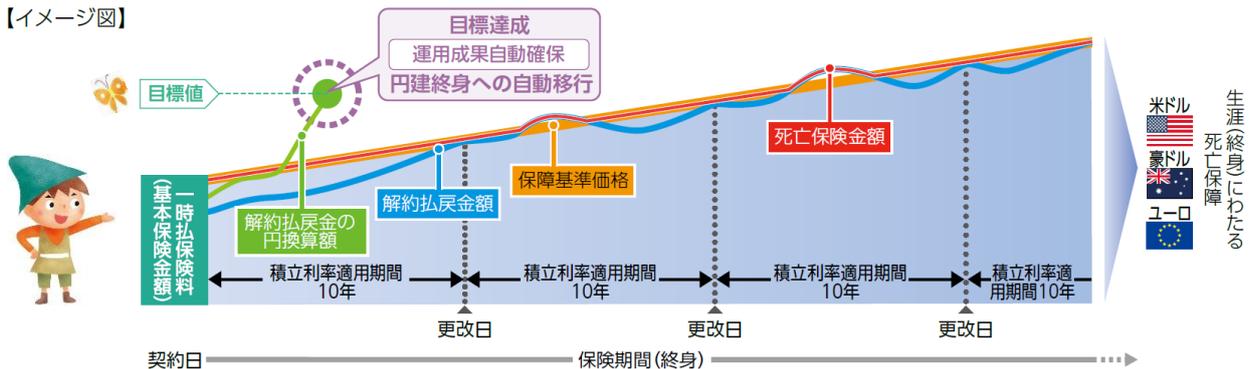
## 商品イメージ図

### 積立コース **ご資産を「しっかりそだてたい」お客さまに**

契約時は契約日の積立利率で、契約後は各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに複利運用します。また、円建て資産自動確保\*<sup>1</sup>機能を備えています。

\*<sup>1</sup> 外貨建てで運用している資産を円建てで自動確保することをいいます。

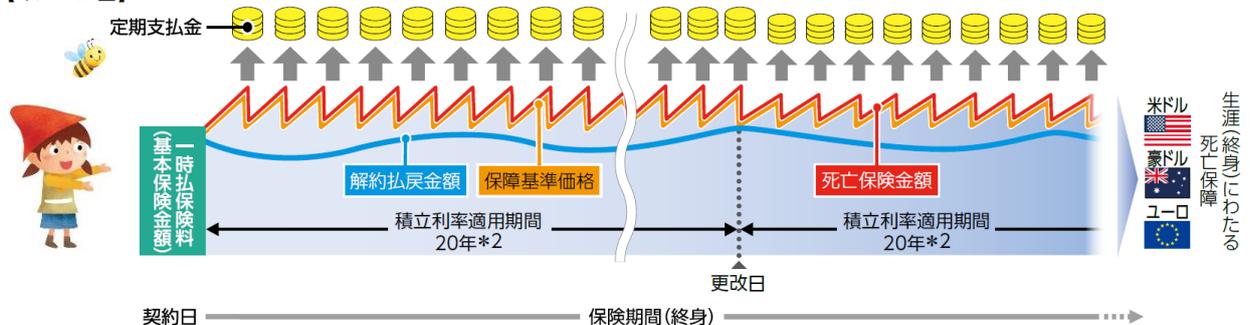
【イメージ図】



### 定期支払コース **「毎年受取るたのしみがほしい」お客さまに**

契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、契約通貨建ての定期支払金を解約控除なしでお受取りいただけます。

【イメージ図】



\*<sup>2</sup> 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、10年ごとの年単位の契約応当日に更改します。  
※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\)](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

## ■ 主なお取扱いについて

コース	積立コース		定期支払コース
契約通貨	米ドル／豪ドル／ユーロ		
一時払保険料			
最低	米ドル:1万米ドル (1米ドル単位) / 豪ドル:1万豪ドル (1豪ドル単位) / ユーロ:1万ユーロ (1ユーロ単位)		
最高	契約日時点の円換算額10億円 <small>※契約日時点の円換算額は、円入金特約で適用する為替レートにもとづき算出します。</small>		
円入金特約を付加した場合	最低	100万円(100円単位)	
	最高	10億円	
外貨入金特約を付加した場合	米ドル・豪ドル:払込通貨により、上記最低額、最高額を適用します。 ユーロ:お取扱いいたしません。		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	0歳～90歳		
積立利率適用期間	10年	20年 <small>※契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合10年</small>	
契約日	一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日		
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者		
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族		
保険期間	終身		
保険料の払込方法	一時払のみ		
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。		
付加できる主な特約	円入金特約、外貨入金特約*、円支払特約、遺族年金支払特約、介護年金移行特約、年金移行特約(定額保険用)、指定代理請求特約 * 募集代理店によっては、この特約をお取扱いいたしません。		
増額・一部解約	お取扱いいたしません。		

## 【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

### ■為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

### ■市場リスクについて

この保険を解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

### ■預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

### ■諸費用に関する事項の概要について

#### ●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

#### ●保険期間中にご負担いただく費用

保険期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。したがって、保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、選択するコース、契約通貨、積立利率適用期間、契約日および更改日における被保険者の年齢によって異なります。

※保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

#### ●外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合、または円建終身へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
定期支払金を除く保険金等を円で受取る場合または円建終身へ移行する場合の円支払特約レート	TTM-50 銭

※ 定期支払金を円で受取る場合の為替レートは、TTM が適用されます。

#### ●遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

#### ●解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約日(年金等へ移行する日)までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	6%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%

※積立コースの場合、円建終身への移行後は、解約控除の適用はありません。